

い。支那政府にして眞に愛國運動の保護者を以て任ずるならば、この日支間の危機を救ふことを先決問題とし、日本の正當適法に主張する根本要求を是認し、對日方針の大轉換を策すべきである。

軍部と外交の協力 東京朝日新聞(十月十一日) 満洲事變は天下周知の如く支那側の暴戾な鐵道破壊がこれを激發し、日本軍の自衛的行動となつたのであるが、その後の軍事行動は要するにこれに基づきし隨伴せる已むを得ぬ臨機的處置の連續と認むべきである。従つて軍事行動は飽まで事變のため自衛上の範疇に限らねばならぬ。今日までの軍事行動が已を得ぬ處置としての延長であることは云々するの要はあるまい。事變後の事態は日本にとり極めて重大な成行を示しつゝある。日本にとりこれが解決を有利ならしめ、更に進んで懸案を解決せんとすれば軍事行動を一段落とし、軍事と外交との内部的政治的緊密なる統制に俟つの外はなく、今やその必要の切迫したことを痛感せざるを得ない。

聯盟理事會再開 聯盟理事會再開に當り本邦諸新聞は「事態の擴大防止に關する勸告をなすの措置に出でた不安と憂慮とはこれを諒解し得るが、滿洲に於ける實情を詳かにせず不用意に容喙するならば、徒らに支那側の慣用手段に乗ぜらるゝに止まらず、事態を一層紛糾せしむる惧がある」

としてゐる。

時事新報(十月十二日) 日本は滿洲の治安の回復が日支兩國の誠實なる協力によつてのみその目的を達し得る現實の事實に對し、支那側は勿論第三者の地位に在る列國民の正しき認識を促さんとするものである。

報知新聞(十月十三日) 聯盟又は米國が必要の限度以上に問題に深入りすることは、動々もすれば當事國の一方をして責任回避の非望を抱かしめると同時に、他の一方をして殊更に反撥心を激成せしめ、延いては事變の解決を遲延せしめる結果となるであらう。米國又は聯盟が愈々何等かの行動に出るとしても、右は事變擴大の直接原因を作る支那側の策動を抑制し、一日も速やかに問題地帶の治安を回復せしむることを以て主たる眼目とすべきである。理事會自身が進んで事變解決の衝に當らんとするが如きはとりも直さず滿蒙の權益に對する我が國民的決意を無視するものである。

東京日日新聞(十月十三日) 聯盟は或る國家に對し不當な侵害の加へられるのを教唆し、若くは獎勵する機關ではない。或る一國が國際正義を無視し、明瞭に國際義務の違反をなしたゝめ、破侵害國から強硬手段を用ひた場合、これを聯盟に持ち出せば、該違反國は聯盟により調停の名の下に事

實上の救援を受けるやうな事は断じてあり得べからざる事態であつて、右は聯盟のなし能はざるものである。然るに支那は以夷制夷の傳統的術策を聯盟若くは他の強國に用ひれば目前の相手を無手で屈服し得るであらうと信じてゐる。

芳澤理事の演説 十月十三日の聯盟理事會に於ける芳澤理事の演説については、同演説が滿洲に於ける我が國の特殊權益の本質を明らかにし、日本帝國の立場と主張を明白に披瀝せるものとして十月十五日の各紙はこれに贊意を表してゐる。

東京朝日新聞 芳澤理事の演説は滿洲に於ける我が國の特殊權益の本質を明らかにして遺憾のないものであるが、有體に云へばこの種の聲明は滿洲事變突發と同時に行はるべきものであつたと共に斯の如き聲明を必要とする理事會は滿洲問題に對する知識の缺如を暴露したものである。

東京日日新聞 日本國民の何人の胸を叩いても滿洲に對する認識は芳澤理事の說いた以上にも又以下にもないのである。吾人は聯盟參加國が日本帝國と滿洲の切つても切れない宿命的關係と、その歴史的沿革を正確に認識し、且つ現在滿洲が日本勢力の存在のため、文化的にも如何にその福利が増進され、延いて世界の人類がどれだけ平和と幸福を享受しあつあるかについて深甚の思ひを致し

その見地から先づ今回の問題を大觀すべきことを切に勧むるものである。

米國の聯盟理事會參加問題 米國の聯盟理事會參加問題に關し十月十七日の「朝日」、「日日」、「國民」、「報知」、「都」、「萬朝」の五新聞は「理事會今回の措置は聯盟の無權威無力の曝露だ」としてこれを非難し、且つ「これによつて問題の解決は促進されない」と云ふ趣旨を論じてゐる。

東京朝日新聞 理事會が規約の實質的變更を加ふる重大事、少くとも重大なる規約上の疑義に對し法律的審議検討をなす事さへ拒絕し、輕々にこれを決し、當事國の反対を無視して强行する態度は解し能はざるところである。條約の尊重と相互理解の上に立つ聯盟の道徳的權威はこれによつて失墜し、日支紛争の解決に寄與すること不可能なるは勿論、聯盟を理解し支持せむとする者をも却つて離反せしむる恐がある。蓋し理事會は米國を入れの野心に動かされることなく、又は眼前の功を急ぐことなく、規約を遵守して本然の任勢に反省すべきである。

東京日日新聞 米國は非聯盟國であるから、聯盟の機能に携はる義務もなく權利もない。しかし、實際論としては理事會に參加せずとも米國は自から世界オブザーヴアを以て任じ、現に今回の事件に對しても義に日支兩國に正式に意見を表示し、既に聯盟を俟たずして自から進んでオブザーヴア

的地位を設定してゐる。吾人は米國のこのやり方に對して議論を有するが、各國は現實の問題としてこれを容認してゐる。今回日本の主張が敗れたからと云つて、これを外務省の失敗とも見ず、又米國の參加を我が國に不便不利とも思はないのである。蓋し我が國今日の立場は、正義公道により國際法及び慣行上一點非議の餘地なく、しかも滿洲に於ける我が地位と日支間目下の問題には法理的にも強い根據を有し、且つ現實の事實として動かすべからざる基礎を据えてゐるのである。従つて我々は米國の參加については法理論以外に敢て多くを云はないで置くが、これによつて聯盟がその微力を世界に廣告した事を悲しむものである。

報知新聞 理事會今回の措置の理不盡である事は一點容疑の餘地がない。米國が聯盟に通牒を送り、日本に對する壓力の加重を勧誘せる事實は、米國が問題の平和的解決に對する誠意を示したのではなくて、日本に對する自然的偏見の現れと解すべきである。米國のこの態度が我が國民に悪印象を與へ、彼に對し懐らぬ感情を抱かしむるのは當然である。権利のみを求める義務の負擔を避けることは今日の國際道義に反してゐる。

國民新聞 我が國は少しも領土的野心はなく、經濟的發展によつて日支兩國民がその利益を共通

に受けんとする以外に何等望む所はない。滿蒙に於ける我が權益の歴史及び今回の事件の眞因を知らずして問題の解決に容喙せむとする聯盟の態度は日本にとつて解し難い謎である。

都新聞 夷を以て夷を制するは支那の傳統的外交策であつて、問題の解決を聯盟に委ねやうとするのも亦この筆法であるから、聯盟が餘り干渉がましい事をすると、支那は愈々依頼心を增長し、その結果問題の解決を遷延せしめるのみで却つて聯盟の趣意に反対の結果を生ずるであらう。

萬朝報 米國の出馬は日本が不戰條約か九國條約かに違反の場合に限る。日本の行動の何處に右違反の事實があるか。理事會今回の措置は未だ前例なく、しかも日本を侮辱するの甚だしいものである。

(2) 齋藤博士の批判

齋藤氏は外務省通商局長を経て滿鐵理事を最近に辭した人。法學博士である。氏は超人的に明快な頭腦を有し、經驗から云つても學識から云つても日本に於ける支那通の第一人者。今回の事變に對する本邦議者の代表的批判の一として、氏が去る九月三十日「極東に於ける國際關係」なる題下に帝大で講演した要旨をこゝに

摘錄する事とした。

日支間における今回の事變は一はその經濟關係の衝突であり、一は感情の衝突である。日清戰爭以來兩國の關係はその戰争のためにかへつて緊密となり、通商關係にも見るべきものがあつたが、日露戰爭以後は日支關係はその體をがらりと變へるに至つた。隣國に強國が出來たといふことがその原因である。故に私は日本が強國である限り日支共存共榮は出來まいと思ふのである。

張作霖は決して親日家ではなかつた。併の學良はなほ一層反日家である。作霖は馬賊の出であつたが、極めて氣宇の大きな男で、彼の敵とするところは露國であつた。然るに學良は父の横死を日本軍閥のしわざであると断じて深く日本を恨み、強く反日の態度に出てゐる。私の見るところ學良は決して中央部に野心をもつてはいけない。彼は一日私に語つたことがある。「私は金にも女にも相當充分な滿足を得てゐます。その他に何の望みも持つてゐません。私はたゞ滿洲における歴史的人物となり、父祖の名を汚したくないので」と。今や日本は國民政府並びに張學良から排日の十字火を浴びてゐるのである。

一九二七年における國民政府の排外運動、殊に排英運動の猛烈さは赤色テラーと擇ぶところなく

聯露運動の實行におけるボロヂンの活躍はすさまじかつた。しかし私は思ふに少數の共產黨員をしては到底ソヴェート政府は作り得ないと思ふ。しかし國民政府の外交方針は依然としてロシアの方針、そつくりである。他方間島における山積せる紛爭問題は益々排日を刺激し、吉會線問題に絡んで幾多の難解な問題が横たはつてゐる。從來滿蒙に於ける日本の侮辱を受けたことは實に枚舉にいとまなき位であるが、その日支懸案の解決は如何にすべきか。私は今日この際速に解決の努力をつくすべきであらうと思ふが、到底その排日感情は除くことが出来まいと覺悟せねばなるまい。

今回の支那水害による經濟力回復の手は南滿より北滿に向ふだらう。我が國は南滿洲中心主義であるから、北方には未だ手をのばしてゐない。南滿は近き將來において行き詰り、その活躍の中心は北滿に移ることは明らかである。それには北滿にどうしても鐵道が要る。更にシベリヤにおける物質に着眼する要がある。滿蒙における日支間の條約は守るべきだが、それは單に理屈だけで通るものではない。滿蒙における我が國の地位は日本の死活問題であり、この點において世界を屈服せしむることが必要である。更に日支懸案の問題に第三國を入れてはならぬ、でないと解決は出來ないと思ふ。他方支那のこの間隙に乗じてロシアの極東政策は如何に出るか。第一は支那の赤化で、

これは到底成功しまい。第一は印度における英國の地位を覆へさんとするロシアの運動に相當注目が要る。

私は支那統一については悲觀論者だ。支那は地方分權で行くべきが本筋であらう。ロシアの赤化運動は成功しなくとも、目下支那には赤色帝國主義の絶好なる機會がころがつてゐる。一九二八年第三インターナショナルの指令は既に支那における赤色帝國主義、共産革命を實行し、東三省、日本に及べと指示してゐる。將來ロシアは英國の地位を覆へすであらう。思ふに香港における排日運動はロシアの進出を示すものと私は見てゐる。(六・一〇・五・東京各大新聞所集)

錄 附

滿洲事變と國際關係について

わが國が加盟してゐる國際關係の組織及び條約で滿洲事變に關聯してゐるものは、國際聯盟及びその司法機關とも見るべき國際司法裁判所、ワシントン會議の九箇國條約とケロツグ不戰條約である。よつて茲に聯盟規約や右諸條約と滿洲事變との關係を摘記して示す。

(A) 國際聯盟とその諸規定

國際聯盟機關を通じて國際紛爭に対する平和的處理手續は次の如く分けて考へることが出来る。
戰爭又は戰爭の脅威(第十一條第一項) 國際紛争に關して直に理事會の召集を請求し得るのは、規約第十一條第一項の規定であるが、これは國と國との戰爭が目前に迫つてゐる様な場合に限るのであって、かかる場合は、その聯盟のいづれかに直接の影響あると否とを問はず總て聯盟全體の利害關係事項として、聯盟は國際平和を擁護するため適當且つ有效と認むる處置をとるべきものである。又一聯盟國が戰爭の脅威があると看做して聯盟理事會の招集を請求する場合には、事務總長は請求

理由の當不當を考慮する事なく直ちに理事會の會議を召集せねばならぬ。理事會自身も審理をなす前に被訴國の要求により、又は、自發的に請求理由の當不當について決議することは出來ない。理事會は提起された紛争の重大性を吟味してその見る所に應じて適當の處置を決すべきことになつてゐる。

今回の満洲事變の原因はわが國が一九〇五年ボーツマス條約以來條約上に合法的に定められ、しかも日本としての國家生存権に不可缺の重大要素をなしてゐる我が滿蒙における既得權益を支那官民の壓迫によつて蹂躪され不祥事件の頻發愈々繁く、その間支那側の無責任な態度によつて何一つ満足な解決を見る事なく、懸案徒らに山積しつゝあつた矢先、今回遂に支那正規兵が突如滿鐵の爆破を企てたため、わが駐在軍はやむを得ず、必要と認むる地點を占據して權益の侵害と生命財産の危險に對する緊急的防衛に任じたものである。この緊急的軍事行動がとられるに當り、政府は駐在軍司令官に對し、出来る限り事件を擴大せしめざるやうに命令し、同時に支那政府に對しても事變發生の由來を明かにして、之等の諸原因にして除去されるならば、「即時撤兵して原狀を回復するに答かでない」旨と「極力事件の擴大深化を防止したい」旨とを傳へる所があつた。これによつて

も日本軍の行動は純然たる自衛權の發動に外ならず、既得權益並に居留民の生命財產の保護と軍の安全保障のため軍略上必要と認むる範圍を越えないものであるから、この日本軍の緊急的一時的自衛手段を以て「戰爭又は戰爭の脅威」と速断することは不當であるが、同時に支那側は飽までそれを主張するので、遂に聯盟の問題となつた。

領土保全及び政治的獨立の侵略(第十條) 聯盟は規約第十條によつて

- (イ) 聯盟各國の領土保全及び現在有する程度の政治的獨立を侵略せざる消極的義務
- (ロ) 他の聯盟國の侵略に對し被侵略國を擁護すべき積極的義務

を負ひ、右侵略の場合又はその脅威若くは危險ありと理事會が認むるときは、前記義務を履行すべき手段を聯盟に具申する。茲に「侵略」とは外國の領土に野心を包藏しその内政に干渉する目的として武力に訴ふる手段並に處置のことである。即ち一國の領土及び獨立權に對して永續的變更を與ふるために執る武力行使の效果を意味し、第十條はかかる行爲を禁ぜんとするのである。即ち規約第十二條以下諸條が戰爭に訴へざる義務を規定し、「戰爭」を規定の目的となすに對し、第十條は「戰爭」そのものを目的とせず、「戰爭の效果」、例へば、領土變更、永久的占領、合併等の事態をめざ

してゐる。然るに満洲事變は支那兵による暴行に端を發した我が駐在軍の防衛的行動であつて、その緊急的一時的自衛的性質は既に述べた通りであるから、何等第十條の規定に抵觸はしない。

各國の和諧を亂す事態（第十一條第二項及び第十九條後半）前記（一）及び（二）の場合は戦争又は侵略といふ如き重大事變の發生又はその危險に直面して聯盟のとするべき處置を規約し、その手段も又理事會の緊急召集といひ、聯盟國の應援義務といひ、更に理事會の義務履行策具申といひ、皆强硬果斷の處置であるが、第十一條第二項及び第十九條の規定する場合は、單に國際平和又はその基礎たる各國間の良好なる諒解を亂さんとする恐れある場合には、聯盟國は總會又は理事會にこれを持ち出すことが出来る事になつてゐる。これは聯盟國の友誼的權利であり、當事國の孰れに對しても惡意ある行爲ではないと断つてある。從つて訴へられた一方の當事國も理事會に臨むに法廷に臨む被告の如きものでは決してないるのである。又第十九條の後半は第十一條第二項と類似の事態を豫想してゐるが、たゞ聯盟國側よりの注意喚起を待たず、聯盟總會自身の發意で國際平和及び良好なる關係の維持を保障するの處置に出づるの差がある。即ち總會は「繼續の結果世界平和を危殆ならしむべき國際收態の審議を時々聯盟國に勧める」權能を與へられてゐる。總會は右の審議を關係國に勧

めるもので自ら審議するものではない。

今回支那は聯盟代表施肇基氏により、聯盟規約第十一條第二項に基いて、滿洲事件を聯盟に訴へ出たのである。よつて聯盟理事會は直ちに九月二十二日會議を開いて、日、支兩代表を始め英、佛獨その他の理事國代表間に意見の交換を行つた上、全會一致を以て

一、現狀を悪化し問題の平和的解決を害する恐れある一切の行爲をしないやうに、緊急通知を日支兩國政府に送ること

二、各自の國民の安全及びその財産の保護が危殆ならしめるゝことなくして兩國が各自の軍隊を直ちに撤退し得べき適當なる手段を日支兩國代表と意見交換の上探求すること

三、なほ米國は聯盟國ではないが、九國條約や不戰條約等に照して今回の事件には深甚の關心を有する關係上、本件に關する大切な書類を参考のため北米合衆國に送付すること

の三項を決定、廿三日附を以て右の公文は理事會現在議長スペイン外相レルーフよりそれ／＼日支兩國政府に打電された。右の理事會の決定に見ても、通告の第一項は既に本件發生直後日本政府の方針として事件の擴大を極力防止することに努力して來てゐることに過ぎないし、現在なほ我が

軍隊が各地點より原駐地に復歸し得ないのは、聯盟通告第二項の「國民の安全及びその財産の保護が危殆に陥らない」との條件が充足せられないからであつて、全問題の要點は實にこゝにあるといつてもよい。

規約の紛爭處理方法(第十二條、第十三條、第十五條) 以上第十、第十一、第十九の三箇條は何れも平和の維持を確保し、若くは戰争の脅威ある國際關係の危機に際して、聯盟の發動を聲明した一般的規定であるが、更に詳細に國際紛争の平和的處理に關して聯盟のとるべき處置を提供するものは第十二條、第十三條及び第十五條である。

聯盟規約は國際紛争の平和的處理方法として仲裁裁判、司法的解決(國際司法裁判所)又は聯盟理事會(或ひは總會)による審査の三者を選択的に擧げ(第十二條)であるが、第十三條によつて仲裁裁判又は司法的解決に附し得と認むる紛争も先づ外交手段によつて圓満な解決を計ることに努め、この外交交渉に失敗した時仲裁裁判や國際司法裁判に附し、それでも解決を得難い場合か、それとも仲裁司法の兩解決方法に附せられない場合に、始めて右の紛争は第十五條の規定によつて理事會の調停に附せられるのである。しかして、紛争が一方の係争國の通告により一旦規約第十五條に従つ

て理事會に附託される場合でも、理事會は先づ凡ゆる方法手段を講じて双方の合意を見出すことに努めねばならぬ。即ち、聯盟の精神に於ては係争國の合意による解決をもつて總ての他の合法的合理的解決の手段に優先せしめねばならぬ。これ「國際協力を促進し且つ各國間の平和安寧を完成」することを窮屈至高の目的とする聯盟規約の根本特長であつて、聯盟と云ふ一大國際家族内の家族員間の爭議に對して聯盟理事會は必ずしもその一方に軍配を揚げることを目的としない。寧ろ双方の間の交渉によつて、合意妥協の地點を發見せしめることが主旨である。理事會の使命は紛争に際して解決手段を強要するものではなく、法の精神を體し條文を參照すると同時に政治的要素をも加味して善良なる和解調停者たるべきものであつて、このことは曾つて一九二三年九月、コルフ事件に關する伊希紛争が理事會に上程された際英國代表セシル卿が理事會席上で陳述した所である。

(B) 不 戰 條 約

不戰條約は、一九二七年佛外相ブリアン氏が米國に對して提案した佛米間の不戰條約案がもとで一九二八年四月米國國務卿ケロッジ氏の多邊的不戰條約案となつて列國に提起され、以來幾多の曲

折を経て同年八月二十七日、パリにおいて日、英、米、佛、獨、伊等十五箇國間に調印され、越えて一九二九年七月二十四日必要數の批准を見たので、前記十五の原署名國の外支那、露國等を含む三十一の加入國間に同日より效力を發生し、その後加入國は漸次増加し、今日は世界五十餘箇國を包含するに至つた。日本は右不戰條約の原署名國の一であり、支那は不戰條約の最初の加入國の一として宣布式に代表を送つた。右の不戰條約は正しくは「戰爭放棄に關する一般條約」と呼ばれ、僅か三ヶ條否實的には、僅々次の二ヶ條を以て國策の手段としての戰爭を放棄し、一切の國際的解決手段をとるといふ頗る重大至極の約束をなしてゐる。即ち

第一條 締約國は國際紛爭解決のため戰争に訴ふることを非とし、且つその相互關係にて於國家の政策の手段としての戰争を放棄することをその各自の人民の名において嚴肅に宣言す

第二條 締約國は相互間に起ることあるべき一切の紛争又は紛議はその性質又は起因の如何を問はず平和的手段によるの外これが處理又は解決を求めざることを約す

第三條は締約國の批准や第三國の加入に關する事項、兎も角世界の大國を悉く網羅して「不戰」の約束をなさしめたことは、國際關係における劃期的な平和への大きな一步であつたが、さて然らば

國際紛争が發生した場合、如何にして平和的解決を期するかの方法は一つも示されてゐないばかりか、一旦不戰條約に違反した國は、如何に制裁するかの規定も欠いており、不戰條約は、一に國際信義や、國際輿論を根據とする道義的性質のものである。つまり特定の國際紛争が起つた場合、これを如何なる方法で平和的に解決するかは示さないで、兎に角戰争には訴へないで處理しようといふ理想を約束したものである。

然らば、不戰條約の締結によつて兵力の使用は放棄せられたかと云ふと、決してさうではない。放棄されたものは「國策の具としての戰争」であつて、かかる種類以外の兵力の使用はなほ認められてゐる。例へば自衛手段の如きであつて、この點については英、米、佛を始め締約國は不戰條約參加に際して各々「解釋」とか「了解」とかの名目で明々白々に斷つてあり、米國上院が不戰條約の批准に同意するに當つて下した解釋中には左の様な了解が存したのである。

一、自衛権は本條約によつて何等影響を受けるものではない。各國は常に本條約に關らず自衛の自由を保有し、自衛の權利及びその必要並びに範圍を決定するに當つては少しも他國の制肘を受けるものではない。

二、米國はモンロー主義を以て自國の安全及び防衛の一部と看做す、從つて自衛権は當然モンロー主義を推

持する権利を包含するものと看做す。

又英國も對米回答中世界の或る地域に對して英國の特殊且つ緊切なる利益を主張して、之等の地域に對する他國の干渉を拒否して、いはゆる英國のモンロー主義を明かにし、これを以て専ら英國の平和及び安全の爲の自衛手段に外ならぬことを宣明してゐる。佛國政府も亦その回答中に不戰條約が「自ら自衛權を制限又は防害」するものではないとの解釋を掲げ、最後に我が國の不戰條約參加については一九二九年五月二十八日附對米回答中に

合衆國提案は獨立國家に對し自衛の權利を拒否せず、且つ國際聯盟規約及びロカルノ諸條約中に包含せらるゝが如き一般平和を保障する約定の義務と何等抵觸するものに非ずと了解致候

との「了解」を添加してをり、日本と佛國とは右自衛權の發動する地域については沈黙を守つたのであるが、英、米のモンロー主義の留保が認められた以上、相互主義により日本に對する滿蒙の特殊地位乃至至特殊權益の自衛權は當然不戰條約の範圍外に置かれる事は明かであるといはねばならぬ。少くとも自ら率先して或る地域の特殊利益を主張し、第三國の干渉拒否を宣揚してその自衛權を不戰條約の機構外に置いた英、米は同様に日本の滿蒙における特殊地位とその自衛權の發動に對

しても充分尊重すべき關係に立つてゐると云へる。

(C) 九箇國條約

支那に關する九箇國條約と云ふのは、ワシントン會議において一九一二年一月六日、日、英、米、佛、伊、蘭、白、葡、支の九箇國代表者間に調印を見たもので

(一) 支那の領土保全(二) 基礎強固なる中央政府確立の援助(三) 機會均等主義の樹立及び(四) 他國民の權利を侵害する恐れある特種權獲得の不認容に關する四原則

即ち、世にルートの四原則と稱せられるものとヒューズの提案を骨子とする支那門戸開放に關する原則を內容とする九箇條の條約であつて、つまり一八九九年米國國務卿故ジョン・ヘイ氏の唱へた支那の門戸開放機會均等主義を再説したものに外ならぬが、右條約の第一條第一項には支那の主權、獨立並にその領土的及び行政的保全を尊重することを正文として現してをり、又、右第一條第三項に「支那の領土を通じて」と云ふ文字を用ひ機會均等主義の適用を單に支那本部十八省だけではなく廣く滿蒙にも及ぼすべきことを明確ならしめてゐる所が注意される。又第七條は

締約國はその孰れかの一國が本條約の規定の適用問題を包含し、且つ右適用問題の討議をなすを望ましと認むる事態發生したる時は何時にも關係締約國間に充分にして且つ隔意なき交渉をなすべきことを約束すと規定されてゐるから、もし今回の事件が前記四原則又はヒューズの原則に抵觸するものであるならば、日支を始め締約國は「充分にしてかつ隔意なき交渉」を開くことが出来るが、満洲事變は支那側の我が既得權蹂躪に對する緊急自衛權の發動に過ぎず、何等支那の獨立や領土の侵害ではないのである。

(D) 國際司法裁判所

常設國際司法裁判所は、聯盟規約第十四條によつて設立され一九二二年第一回の開廷を行つた。これはアンドリュー・カーネギー氏及び多數國政府の寄附によつて建てられたヘーゲ平和宮に設けられ、十四名の正裁判官と四名の豫備裁判官とから成り、現在の裁判所長は我が安達峰一郎博士である。紛爭附託の場合に、同裁判所に係争當事國の國籍を有する判事がゐないときは、當事國はそれ／＼一名の裁判官を出すことが出来る。十四名の裁判官は左の諸氏である。

安達峰一郎(日本)〔議長〕アルタミラ(西)アンデロツチ(伊)ブスタマンテ(キュー・バ)ヴァン・アイシンガ(和)
フロマジヨ(佛)サー・セシル・ハースト(英)ケロウグ(米)ネグレスコ(羅)ローラン・シャツクマン(白)ロス
トゥオロスキ(波)シニッキング(獨)王寵惠(支)ウルチア(コロンビア)

常設國際司法裁判所の權限は、聯盟規約第十四條の末段にも示されてゐる通り、裁判權限と諮詢回答の權限との二つに大別されてゐる。

裁判權限 とは普通の司法的機能で、裁判所が其受理する訴訟に對して判決を與ふる權限である。

また、その訴訟の目的物は國際的性質を有する紛争であり、訴訟の當事者は國家であることを原則とする。又この國際法廷に事件を附託するや否やは係争國の意思によつて決るのであるが、或る場合には豫め或る種の紛争を附託することを定むるものもある。かかる場合には裁判は義務的となつてゐるが、紛争が突發してから必要に應じ係争國から法廷に附託することもある。次に

諮詢の回答權 といふのは、聯盟總會及び理事會から要求があつた場合、右總會又は理事會の諮詢に對して意見を述べる權能であつて、この諮詢に對する回答意見は拘束力を有せず、單なる勸告に過ぎないから、諮詢を發した總會や理事會はこれを採用すると否と全く自由である。しかし實際上は

裁判所の回答意見は附託された紛争又は問題の法律上の最終的判決の如く取扱はれ、總會又は理事會は問題の全般的解決についてはなほ絶對的自由を保留しつゝも、右問題の法律的方面に關しては裁判所の回答意見をもつて決定的要素と看做して、最早これに反対し得ない立場に置かれる。又、利害關係者たる係爭國はその審議手續に參加した關係上、自然裁判所の意見に服従する義務を負ふことになり、結局裁判所の諮問意見も拘束力を發揮して裁判所の權威を維持してゐる。次に重要な問題は、こゝに一つの紛争が聯盟理事會に提起されたとして、その法律上の問題について裁判所の意見を諮詢しやうといふ場合、右の諮詢行為を決するためには、理事會は全會一致の決議によらねばならないか、又は單に過半數の表決によつて出来るかといふ點であるが、これは今日まで聯盟理事會の審議に附されたま、未だ何等の決定に達してゐないやうである。

選擇條項 最後に裁判所規程第三十六條第二項にいはゆる「選擇條項」といはれるものであつて、これを受諾した國は保留附又は無保留で（一）條約の解釋（ロ）國際法上の問題（ハ）國際義務の違反となるべき事實の存否（ニ）國際義務の違反に對する賠償の性質又は範圍等に關する法律上の紛争に對して裁判所の裁判を受くる場合と、（二）聯盟理事會（又は總會）によつて右事件の法律的方面について國際法廷の意見を徵する場合とに限られてゐる。

（E）要　　言

今まで聯盟理事會の審査報告によつて、紛争が解決され、或ひは戰争を未然に防止し得た實例は數十件に及んでゐるが、中でもアーランド島問題（スエーデン・フィンランド紛争）、ヴィルナ問題（ボーランド・リスニア紛争）、上部シレジア問題（アルバニヤ・ブルガリヤ紛争）、エモストル問題（英土紛争）、コルフ島問題（伊希紛争）、希勃紛争、ボリヴィヤ・巴拉グワイ紛争等がある。しかし今回の滿洲事件は前記諸例とは大分問題の性質を異にし、從來の聯盟に提起された國際紛争は兩國の軍隊が完全なる主權を有する他國の領土内に侵入し、占領したのであるが、今回の滿洲事件は之

等と趣を異にして滿洲に駐兵權を有する日本がその條約上の権利により、緊急自衛權を行使したのに止まる。我が國は滿蒙に百萬の居留民と十五億圓の投資をしており、日露戰爭後正式の國際諸條約によつて認められた各種の權益を有し、更に滿蒙は日本との地理的關係により自然的に我が國の安全及び生存權の不可分的要素を構成してゐる。他面、支那の現狀は不幸にして國內は不統一、自ら安寧秩序を維持する力なく、到底かゝる重大な一國の生存權をこれに一任する事を許さない。聯盟規約の前文によつても明かなる如く、聯盟國は公明正大なる國際關係を規律し、國際法の原則を確立し、人民間の相互の交渉によつて正義を保持し、且つ嚴に一切の條約上の義務を尊重すべき事を約してゐるのであつて、これぞ聯盟存立の根本要件でなければならぬ。今日の支那は果してこの條件を満足せしめてゐるか。支那の現狀は到底満足に國際法上の義務を履行する力なく、各國が支那に對して領事裁判權や駐兵權を保有してゐるのは、その否定的證據に外ならぬ。今回の滿洲事件は、即ちかかる變態的環境に於て前記の特殊的事情を内容として突發したものであるから、これが對策も通常の一般的國際條約や聯盟規約の條文を其儘適用するは妥當でなく、問題の解決には一層充分正確に之等の特殊變態的諸要素を認識し把握せねばならぬのである。

自九月十八日至十月十八日 滿洲事變關係日誌

九月十八日

日支兩軍大衝突 午後十時半奉天北方北大營西北で支那兵滿鐵線を爆破、我が守備兵を襲撃したので我が軍も直ちに應戦、北大營の一部を占領。

九月十九日

日支衝突 關東軍條例第三條に基き軍事行動の日本軍は北大營東大營攻略、奉天城を保障占領、死亡二重傷一。四洮沿線の邦人は旅大に引揚げ。長春占領については寛城子、南嶺に激戦あり即死五二、負傷八四。長春ハルビン間の電話切斷され關東軍司令部奉天に移る。

張學良氏無抵抗を電命 咸式毅氏宛日本軍の行動に對して

南京政府抗議 南京領事館を通じて日本軍の軍事行動中止方をわが政府に要求した。

中央黨部の反日策議 戴天仇、于右任、王正廷等十八名集合全國に反日の通電を發した。

緊急臨時閣議 日支衝突につき極力事態の擴大を避くと決定。

國際聯盟 總會に支那代表施肇基奉天事件を聯盟の問題とす。

九月二十日

奉天に軍政布かる 城内と商阜地に。市長は土肥原大佐。

張學良日本軍の行動中止を求む 矢野參事官に取次方正式申出。

第二師團司令部長春へ 奧地危險の報に備へて。問島形勢不穩 局子街の日本民會學校に放火。

九月二十一日 日本軍、無抵抗裡に吉林に入る。ハルビンにて日本各官公署大商店に爆彈投ぜられ、

全市暗黒化し、邦人義勇軍を組織。各方面奥地で鮮農襲撃さる。朝鮮軍愈々滿洲へ出動。

日支懸案 の共同調査を支那側より提案。

九月二十二日 漸次鎮靜に向へるも鳳凰城、公主嶺其他各地で小衝突、日本軍敦化、鄭家屯へ入る。國際聯盟動く 理事會はレルー議長の提議により日支兩國に和平解決を勉むべく要請。日支兩代表論戰に努む。

米政府覺書を提示 スチムソン氏は出淵大使との

會見に際し、「清算は日本の責任」なる旨非公式に。

九月二十三日 吉林軍一部を武装解除、龍山聯隊鄭家屯に入る。各地の小騒擾やまず。

陸軍側聯盟の勸告を却く 非公式聲明として自衛權の發動なる旨を強調。
九月二十四日 吉林、奉天城内の日本軍滿鐵附屬地に還る。南京の邦人婦女子全部上海へ。日本政府聲明書を發表 滿洲事變の經過、日本軍の行動並に帝國政府の意圖について。

米國、日支兩國に通牒 滿洲事變につき平和的解決を勧説。

九月二十五日 各地に敗殘兵出没。ハルビン日本人街に爆弾騒ぎ。香港の排日惡化邦人暴行を受く。聯盟理事會日本の主張是認 芳澤代表の説明で。

九月二十六日 敗殘兵の出没。北寧線列車を襲撃、外人二名を殺害、重輕傷六十餘名を出す。各地の排日 漸く惡化。九龍にて邦人一家五名慘殺。香港にて邦人住宅殆ど全部掠奪さる。

九月二十七日 各地の排日 上海にて内外紹工場に投石騒ぎ。
王正廷氏重傷を負ふ 南京の自邸で暴徒に襲れて滿蒙獨立運動起る 元吉林軍參謀長熙治氏は吉林新政府樹立を聲明した旨軍部の發表。
對支經濟聯盟組織さる 關西十二經濟團體は對支聯盟を組織し、權益擁護に努力することを申し合せた。

香港の暴動で邦人死傷廿餘名 香港に暴動起り、邦人死傷廿餘名、邦人の生命財産不安に陥る。

九月二十九日

間島の暴動 間島の混亂に乘じ、中國共產黨暴動を企て、卅餘名わが間島總領事館警察に檢舉さる。蔣氏の特使幣原外相を訪ぶ 支那國民黨幹部齊英世氏は蔣介石氏の特命を帶び、滿洲事變に關する日本の意向を確めるため來朝、外相を訪問した。

九月三十日

間島の暴動 間島の混亂に乘じ、中國共產黨暴動を企て、卅餘名わが間島總領事館警察に檢舉さる。蔣氏の特使幣原外相を訪ぶ 支那國民黨幹部齊英世氏は蔣介石氏の特命を帶び、滿洲事變に關する日本の意向を確めるため來朝、外相を訪問した。

九月三十日

間島の暴動 間島の混亂に乘じ、中國共產黨暴動を企て、卅餘名わが間島總領事館警察に檢舉さる。蔣氏の特使幣原外相を訪ぶ 支那國民黨幹部齊英世氏は蔣介石氏の特命を帶び、滿洲事變に關する日本の意向を確めるため來朝、外相を訪問した。

九月三十日
十月一日
十月二日

わが軍愈々錦州政府を攻撃す。わが軍は張學良の錦州自稱政府を以て滿鐵沿線の治安を擾亂する策源地となし、これが掃蕩の爲積極的行動を開始した。

十月九日
滿洲の野へ慰問使御差遣。滿洲事變のため出動せる陸軍部隊の勞苦をねぎらはせられる思召をもつて尙徳武官川岸少將を御差遣の旨御沙汰。

十月十一日
日支に壓力をと米國聯盟を聲援。米國務省は聯盟へるやう覺書を發表。

十月十二日
事務總長宛聯盟の權限内にて日支の行動に壓力を加へるやう覺書を發表。

十月十三日
芳澤代表 聯盟理事會で堂々と日本の立場を力説
支那敗殘兵 一千と興隆店附近で衝突、我軍戰死
二名。

十月十四日
修理を盡せるわが對支回答發表。

十月十五日
米國參加反對 外務省首腦會議の結果、不合理な
米國オブザーヴアの聯盟理事會出席絕對反對を芳
澤大使に回訓。

張學良の態度約變 張學良最高會議を開き日本人
に特別の保護を加へ、各地軍隊に輕舉を戒しめる事
とした。

米國の聯盟理事會參加 米國オブザーヴアの理事
會出席を理事會全員一致で可決。

十月十六日
聯盟理事會公開會議開かる わが最後の反對效な
く米國オブザーヴア招請狀の正文遂に可決。

十月十八日
白川大將 緊急使命を帶びて渡滿。
上海排日暴動化 數千の群衆わが内外紡社宅を襲
撃、わが陸戰隊一小隊出動。

發賣元		行 刷	
穀 山 書 店		不 許 複 定 價 金 五 拾 錢	
滿洲事變 と 世界の聲		昭和六年十月二十三日印 昭和六年十月二十九日發	
發行所		著者 門多榮男	
內外產業資料調査會		東京市麹町區有樂町二ノ四（日本閣五階）	
電話銀座（57）一六七四番		發行者 小濱重雄	
刷印所 東京市芝區濱松町一ノ二八		印刷者 村井兼松	
東京市麹町區有樂町二ノ四（日本閣五階）		電話丸ノ内（23）七三一・七三二	
振替口座東京二四一七番			

内外産業資料調査會と その事業

□内外に於ける凡ゆる産業上の調査に應する（本年五月創立以來各會社の依頼件數 39件に及び何れも非常な好評である）。

□本邦産業關係各官廳（商工、農林、大藏、鐵道外務各省其他）並びに各會社銀行の一般に流布せぬ貴重な調査資料を摘錄した「内外産業資料」を月數回會員に配布する。

□毎月 1, 2 回最近に於ける外國經濟誌の重要論題を abstract して紹介する。

□隨時産業に關する講演會を開催する。

□産業關係圖書の刊行。

□産業圖書館の建設。

本會について詳細を知りたい方は 本會宛申込次第「内外産業資料」見本、趣意書及び定款を御送附する。

373
533

終

